

平成 27 年（行ヒ）第 254 号

決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の札幌高等裁判所平成 26 年（行コ）第 3 号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成 27 年 2 月 26 日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成 28 年 6 月 3 日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

申立人	北海道
同代表者	北海道労働委員会
同補助参加人	Z 1
同補助参加人	Z 2 教職員組合
相手方	北海道